平成２４年（フ）第１４１２号
大阪市西淀川区竹島３丁目12番３号
破産者　有限会社エスピリット
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午後４時
平成24年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６号
大阪府泉南郡熊取町和田２丁目15番25号
破産者　鈴木織物株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後１時30分
平成24年６月７日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
熊本県八代市新浜町１番１号
破産者　株式会社シモダ
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年９月７日午前11時
平成24年６月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第９５４号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目９番16号
破産者　中西ヒロミ
特別調査期日　平成24年７月18日午前10時
平成24年６月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第５８号
福岡県築上郡築上町大字椎田955番地、住民票上の住所福岡県築上郡築上町大字椎田1643番地１
破産者　末延紀久雄
特別調査期間　平成24年７月５日から平成24年７月12日まで
平成24年６月７日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

債権者集会等続行期日

平成１９年（フ）第４１３号
香川県さぬき市多和助光西17番地１
破産者　株式会社山本建設
主文　財産状況報告集会・計算報告の期日を平成24年９月13日午後２時と定める。
平成24年６月５日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１４７号
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目５番地の３、主たる営業所山口県美祢市大嶺町東分字池尻3058番地11
破産者　株式会社なかしん
異議申述期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月８日　山口地方裁判所宇部支部
平成２２年（フ）第１５９号
宮崎県都城市太郎坊町1851番地４
破産者　新宮　　泰
異議申述期間　平成24年８月８日まで
平成24年６月８日　宮崎地方裁判所都城支部
平成２３年（フ）第４６号
宮崎県日南市大字富土3664番地、前住所埼玉県草加市旭町６丁目４番16号　アバンダンスＶ―101号
破産者　安部　千里
異議申述期間　平成24年８月９日まで
平成24年６月８日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４２６号
東京都文京区白山４丁目34―12―604
破産者　竹内　良三
免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２４年（フ）第９０号
新潟市西区寺尾西５丁目２番３号
破産者　石月マリアジュビこと　イシヅキマリアジュビミゲル
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第３０９１号
東京都千代田区麹町６丁目４－３―301
破産者　眞田　泰輔
審尋期日　平成24年８月21日午前10時
平成24年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２４年（再）第６７号
横浜市金沢区鳥浜町13番地10
再生債務者　菱相自動車工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号　新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　蓑毛　良和
平成24年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
主文　平成24年３月30日にした監督命令を取り消す。
平成24年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第９２号
千葉県市川市八幡１丁目17番２―501号
再生債務者　木村　静霞
1　投票期間　平成24年７月17日まで及び平成24年７月24日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月24日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２６３号
東京都世田谷区等々力７丁目２番７号
再生債務者　株式会社びっくり本舗
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月４日
東京地方裁判所民事第20部
平成１７年（再）第３号
島根県安来市下坂田町105番地６
再生債務者　中国営繕工業有限会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月４日　　松江地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第９２号
千葉県浦安市富士見１丁目14番39―201号　メゾンドシェリー
再生債務者　山根張嬌こと　**张　　娇**
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（再イ）第９４号
千葉市若葉区みつわ台４丁目６番９号　海宝ファミリオⅡ５号
再生債務者　熊谷　城子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係